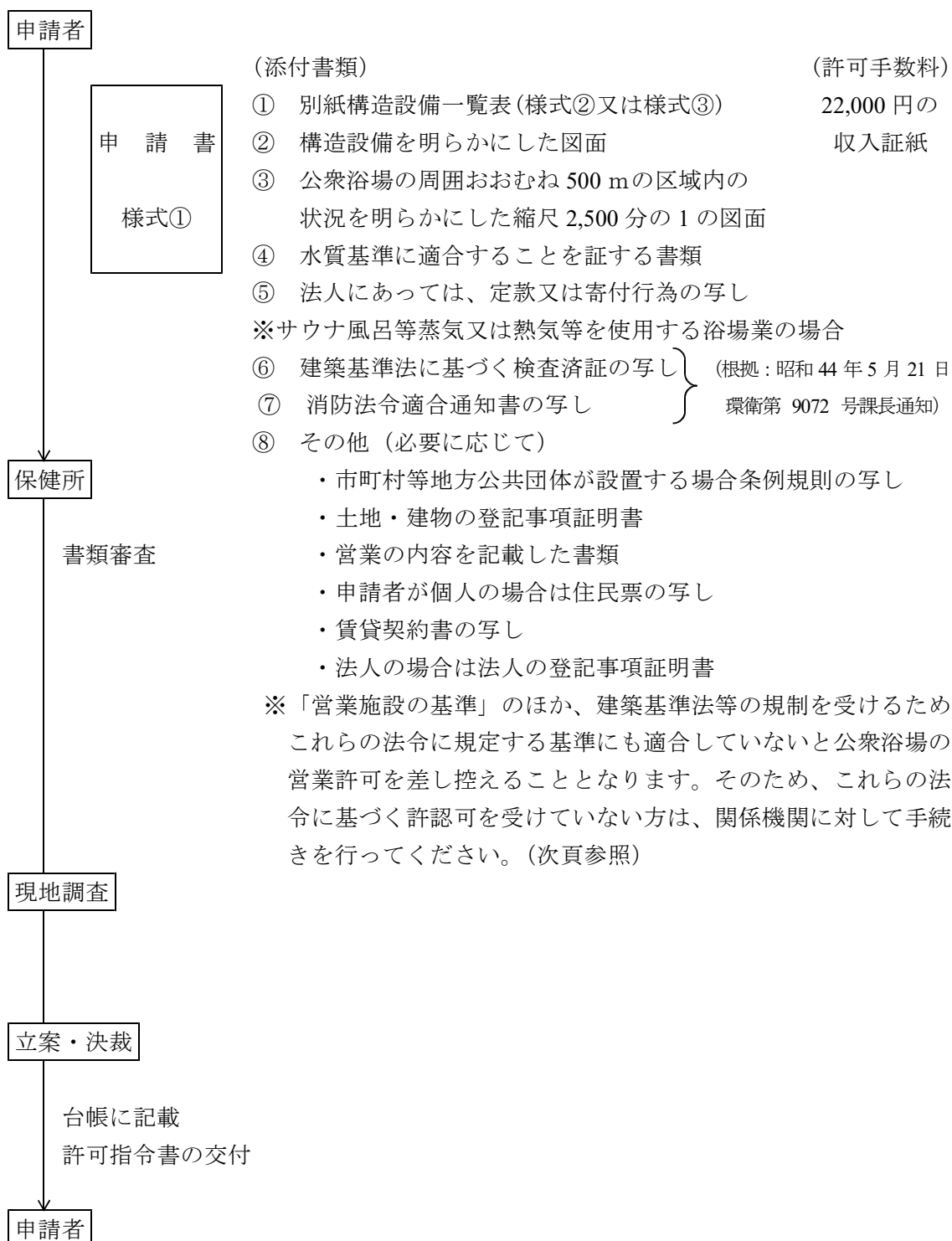


公衆浴場関係の手続き

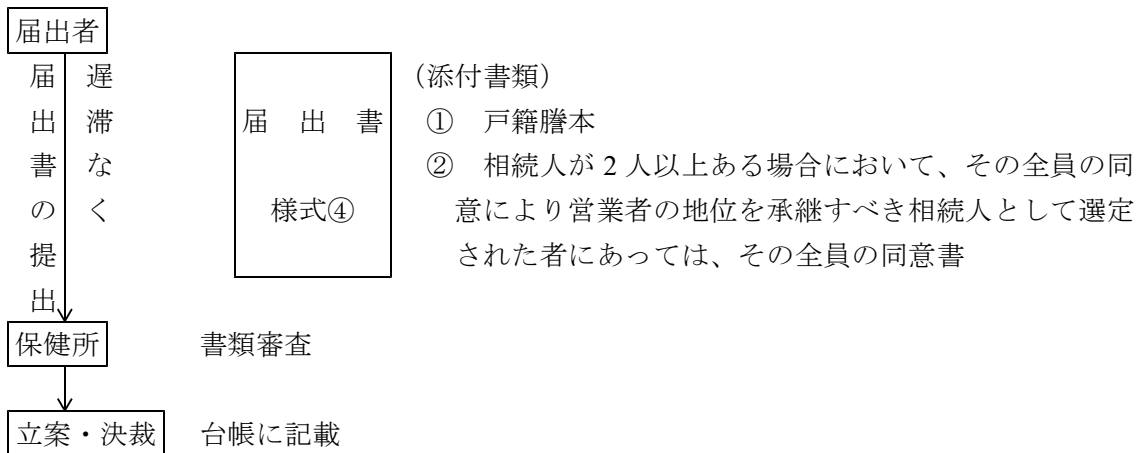
(1) 営業許可申請（公衆浴場法施行細則第2条）



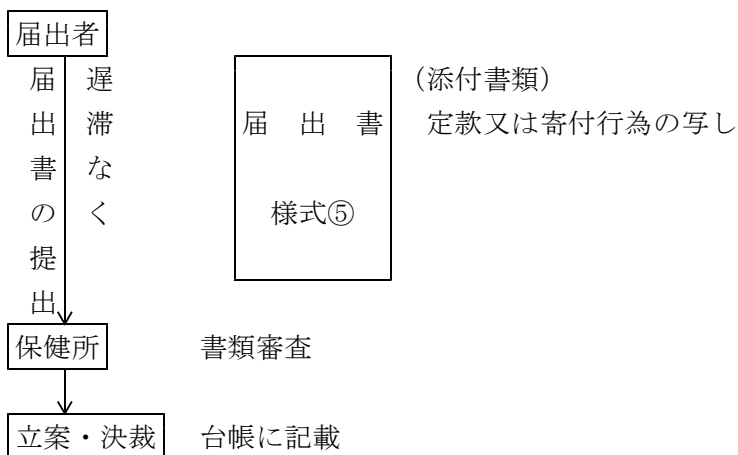
<参考（関係法令の一部）>

規制区分	関係法令	関係機関・窓口
1 建築物の建築の場合 （建築確認）	建築基準法	各県民局
2 自然公園内の場合	自然公園法、県立自然条例 県立自然環境保全条例	環境首都課
3 保安林の場合	森林法	森林整備課
4 農地の場合	農地法	各県民局
5 風致地区の場合	建築等規制条例	都市計画課等
6 海岸保全地区の場合	海岸法	各県民局
7 都市公園内の場合	都市公園法	都市計画課等
8 河川（保全）区域の場合	河川法	各県民局
9 港湾区域の場合	港湾法	各県民局
10 砂防指定地の場合	砂防法	各県民局
11 都市計画事業地内の場合	都市計画法	都市計画課等
12 風俗関連営業について	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律	各警察署

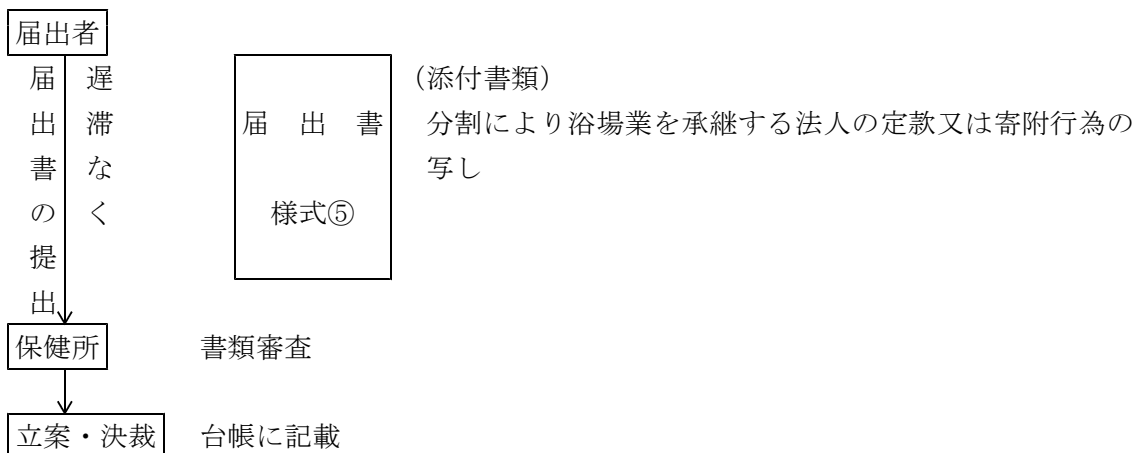
(2) 相続による地位承継届 (公衆浴場法施行規則第2条)



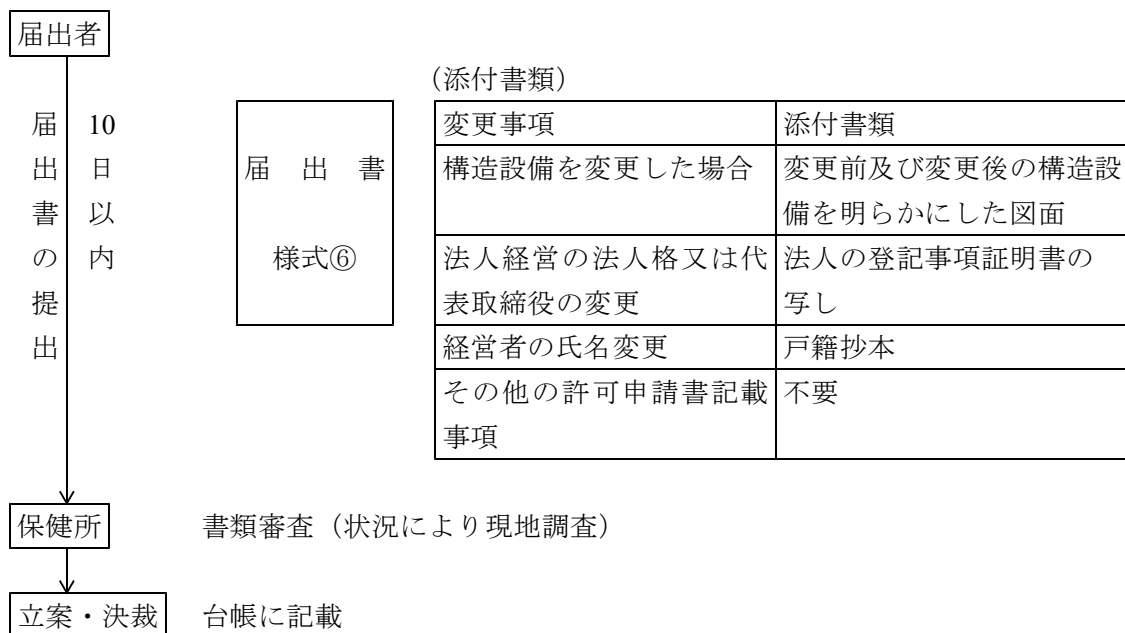
(3) 合併による地位承継届 (公衆浴場法施行規則第3条)



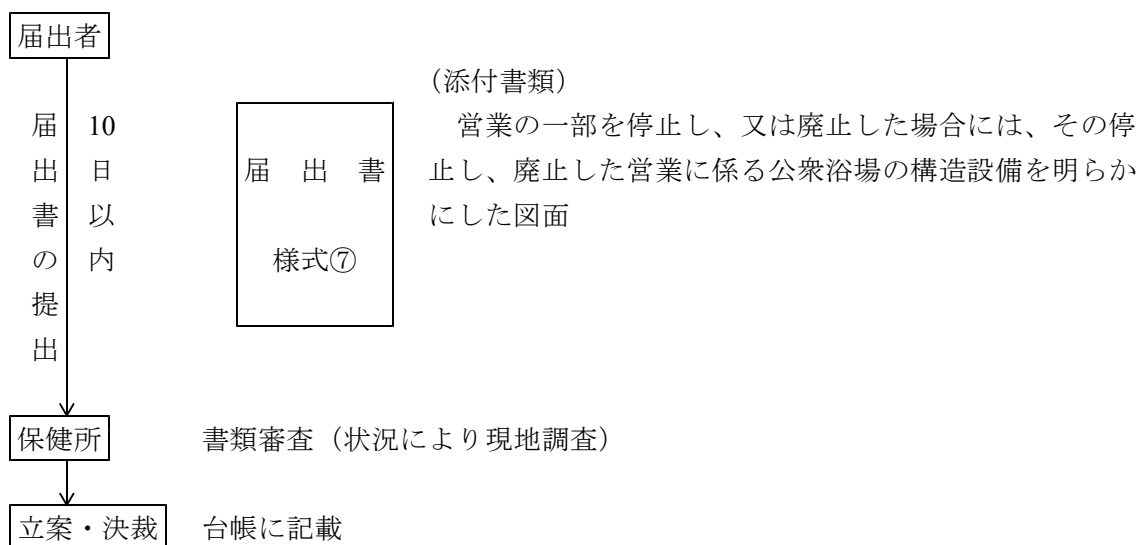
(4) 分割による地位承継届 (公衆浴場法施行規則第3条の2)



(5) 許可申請書等記載事項変更届 (公衆浴場法施行細則第3条)



(6) 営業停止 (廃止) 届 (公衆浴場法施行細則第3条)



徳島県収入証紙ちょう付欄

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
 東部保健福祉局長

住 所
 申請者
 氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
 の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話（ — — ）

業として公衆浴場を経営したいので、次のとおり申請します。

1 名称

2 所在地

3 公衆浴場の種類

〔 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては
 その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能 〕

4 構造設備

5 営業開始年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 構造設備を明らかにした図面
- 2 公衆浴場の周囲おおむね 500 メートルの区域内の状況を明らかにした縮尺 2,500 分の 1 の図面
- 3 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し

公衆浴場構造設備一覧表（普通及び特殊公衆浴場）

様式②

名称				
項目		男用	女用	基準
履物収容施設数				最大利用人員に応じた数
脱衣場	床面積			9.9 m ² 以上
	戸棚数			最大利用人員に応じた数
	床の材質			板、リノリウム等清掃のしやすい材料
	照明等			50 ルクス以上
熱気室等	材質			耐熱性の材料
	温度計			有
	時計			有
	非常用ブザー			有
	見通し構造			容易に見通せる構造
浴室	洗い場床面積			9.9 m ² 以上
	シャワー			有 循環浴槽水を用いない構造
	給水栓			最大利用人員に応じた数
	給水栓間の間隔			おおむね 70 cm以上（90 cm以上が望ましい）
	湯気抜き			有
	換気			有
	照明			50 ルクス以上
	打たせ湯			設備がある場合は循環浴槽水を用いない構造
浴槽	内のり面積			3.3 m ² 以上
	縁の高さ			洗い場の床面からおおむね 0.3m 以上
	踏み段等の有無			必要に応じあること
その他設備	ろ過器			1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力
				洗浄消毒ができるもの
				集毛器有り
	気泡発生装置等の空気取り入れ口			土ぼこり、浴槽水等が入らない構造
露天風呂			湯が内湯に混じらない構造	
便所の数				適当な場所で男女別で設けられていること

個室付特殊公衆浴場構造設備一覧表

様式③

名 称		
項 目		基 準
	入浴者用の待合室	有
	従業員用の休憩室	有
	入浴者用の便所	各階に有
	個室数	10 室以上
	個室の床面積	9.9 m ² 以上
	個室内の浴室と脱衣場の区分	適当に区分
	適当な大きさの浴槽	有
	湯気抜きに有効な設備	有
	水温調節可能なシャワー設備	有
	熱気箱又は蒸気箱	有 (内側から開閉できるもの)
	温度計、時計、非常用ブザー	入浴者の見やすい場所に有
	個室の扉の窓	床から 1.2 m ～ 1.8 m の位置に 縦 0.3 m 横 0.4 m 以上の無色透明な窓
	脱衣室の床の材質	板、リノリウム等清掃の しやすい材料
熱気室	室内の見通し構造	容易に見通せる構造
	床等の材質	耐熱性の材料
	温度計	有
	時計	有
	非常用ブザー	有

相続による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

(年 月 日生)

被相続人との続柄

電話 (— —)

相続により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

1 公衆浴場 名 称

所在地

2 被相続人 氏 名

住 所

3 相続開始の年月日 年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

合併（分割）による地位承継届

年　月　日

徳島県　　総合県民局長　殿
東部保健福祉局長

主たる事務所の所在地

届出者

名　　　　　　　称

代 表 者 の 氏 名

電　　　　　　　話（　　－　　－　　）

合併（分割）により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、次のとおり届け
出ます。

1 公衆浴場 名 称

所在地

2 合併により消滅した法人（分割前の法人）

名 称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

3 合併の年月日　　　　　　　年　　月　　日

備考　定款又は寄付行為の写しを添付すること。

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電 話 (- -)

公衆浴場営業許可申請書（相続（合併）による地位承継届）の記載事項の一部を変更しましたので、次のとおりお届けします。

1 名 称

2 所 在 地

3 変更の年月日

4 変更の事項 新

旧

5 変更の理由

備考 営業の一部を停止し、又は廃止した場合には、その停止し、又は廃止した営業に係る公衆浴場の構造設備を明らかにした図面を添付すること。

公衆浴場営業停止（廃止）届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電 話 (- -)

公衆浴場の営業の全部（一部）を停止（廃止）しましたので、次のとおりお届けします。

1 名 称

2 所 在 地

3 停止の期間（廃止の年月日）

4 停止（廃止）の理由

5 一部の停止（廃止）場合は、その停止（廃止）の部分

備考 営業の一部を停止し、又は廃止した場合には、その停止し、又は廃止した営業に係る公衆浴場の構造設備を明らかにした図面を添付すること。